

教育委員会諮問第1号  
令和7年5月9日

三木市学校給食審議会 会長 様

三木市教育委員会

学校給食費の改定について（諮問）

このことについて、三木市学校給食審議会条例（令和5年条例第1号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

本市の学校給食事業は、幼稚園2園、小学校13校、中学校6校及び特別支援学校1校が完全給食方式で運営しております。兵庫県産の小麦粉、市内産の米・野菜を使用するなど地産地消の推進を図り、子どもたちに、よりおいしい給食の提供に努めているところです。

実施運営にあたっての経費は、学校給食法の定めにより、施設、設備、運営等に要する経費は市が、食材料は給食費として保護者が負担しています。

令和6年度に学校給食費を改定しましたが、物価高騰が長期化し、米の価格の高騰などにより、副食分の食材費が圧迫されています。これまでの対応では、栄養バランスや献立水準の維持が非常に困難になっています。

このような状況を踏まえ、今後も給食の充実を図り、質や量、栄養バランスを確保した学校給食を継続して提供できるよう、適切な学校給食費について諮問いたします。